

保険金請求時に御提出いただく書類のリスト

代金回収不能事故の場合

※ここでは貿易一般保険(個別)を例に説明します。

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書
3. 未決済の事実及び当該 未決済額を確認できる 書類	(1)手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等(銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類) (2)上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類(債務確認書等)又は被保険者が未決済額を表明した書類
4. 保険事故を確認できる 書類	(1)非常危険の場合 ①規制及び措置に関する法令等 ②ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し ③戦争、自然災害等の事実を報道した新聞記事の写し ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2)信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し ②破産手続開始の決定に準ずる事由については、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手續が開始、決定されたことにより、支払不能となっていることが確認できる書類の写し (3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、提出不要。)
5. 輸出契約等の成立及び 内容を確認できる書類	(1)輸出等契約書、発注書等の書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの) (2)個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3)輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し
6. 船積の事実及び内容を 確認できる書類	(1)B/L、インボイス等船積書類の写し (2)仲介貿易契約について、指図式のB/L(荷受人の表記が「To Order」のもの)を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し
7. 損失防止軽減義務の履 行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ①支払人にに対する支払の督促を確認できる書類

	<p>② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</p> <p>③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 担保権の設定がある場合は、担保権行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤ 輸出契約等上の債権保全に係る輸出者等の権利行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手續、民事再生手續、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>
8. 過去の取引状況を確認できる書類	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表
9. 保険証券	(1)質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2)上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合は、当該証券の原本
10. 手形の写し	手形取引の場合(ユーザ NS付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと)
11. 保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合
12. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合
13. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な対象費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用(倉庫保管料、転売のための再加工費用(梱包・運送費・保険料含む))
14. 支出費用特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類	支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成13年4月1日 01-制度-00043)に定める支出費用特約が付されている場合は、同特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類の写し ※対象:本邦又は外国における技術等の提供(原材料、労働者等を調達した費用等)のうち出来高が未承認で対価が確定していないもの

15. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約等について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類(ただし、海上保険については対象外)
-----------------------	---

注:ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。